

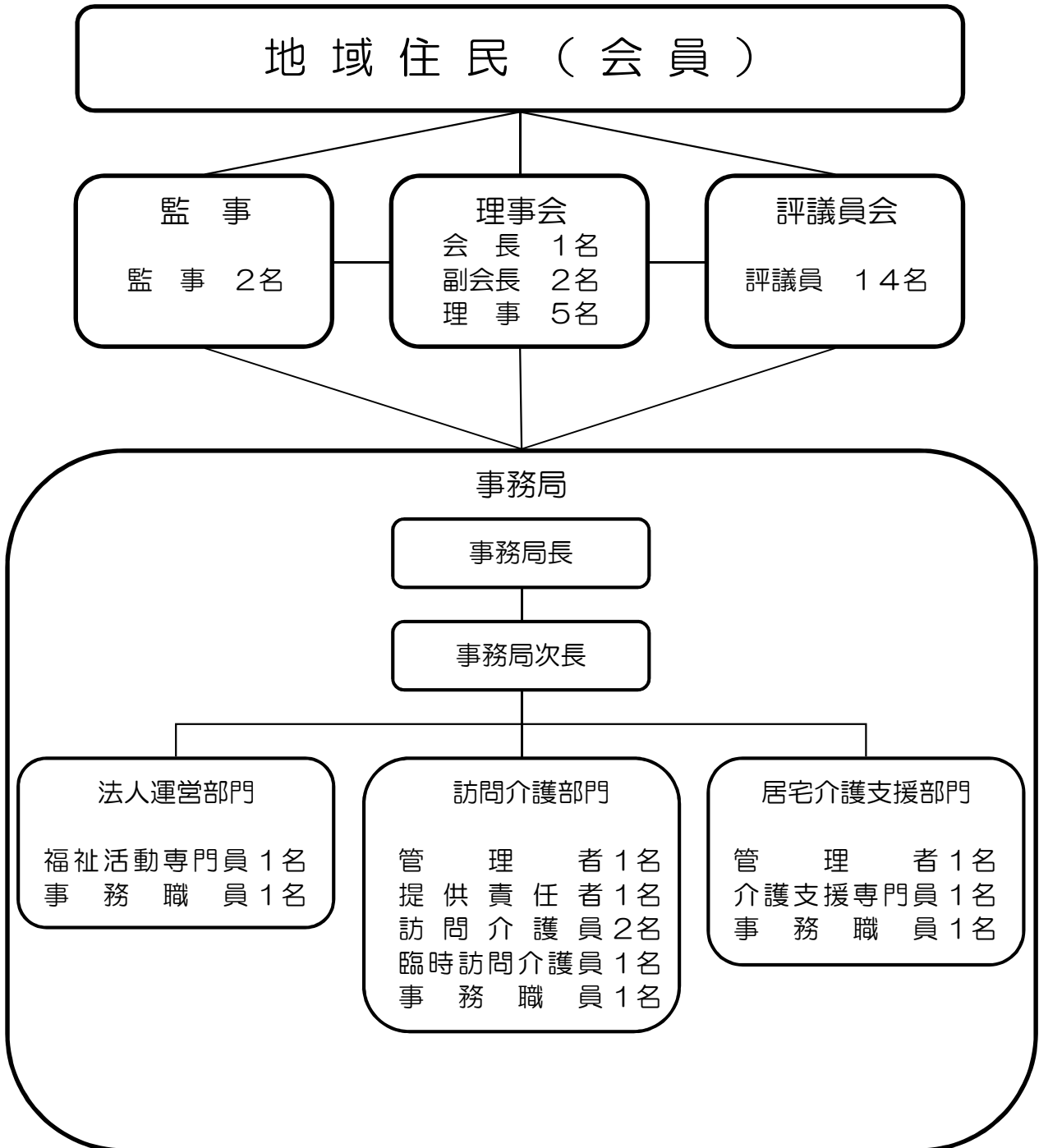
平成30年度
事業計画

社会福祉法人
利尻町社会福祉協議会

目 次

| | |
|----------------|----|
| 1. 組織図 | 1P |
| 2. 基本方針 | 2P |
| 3. 重点事項 | 2P |
| 4. 具体的な事業・活動内容 | 3P |
| ①法人運営事業 | 3P |
| ②地域福祉活動の推進 | 5P |
| ③福祉サービス利用支援 | 7P |
| ④在宅福祉サービス | 8P |

組 織 図



基本方針

多様化する地域の生活課題に対し、介護保険制度の見直しや生活困窮者自立支援法の制定など、それぞれの市町村における地域福祉の推進がより一層求められ、公的サービスの充実はもとより、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や認知症対策事業、地域での支え合いがより一層、必要となっております。

その為には、地域が抱えている課題を地域住民一人ひとりが認識し、地域を支える一員として地域ぐるみの住民参加による様々な福祉活動を進めていくことが求められております。

このような状況の中、利尻町社会福祉協議会では、訪問介護事業をはじめとする介護保険事業や法人後見業務など各種のサービス提供に取り組んでまいりましたが、これからもより一層、地域住民の皆様や行政・福祉・保健・医療・教育などの関係機関・団体との連携を密にしながら、新たな福祉課題に対応できるサービスの発掘や相互の調整をすすめ、地域福祉推進の役割を担う専門性・公共性をもった組織として、地域の生活課題解決に向け積極的に各種事業・福祉活動を推進してまいります。

重点事項

○法人運営部門

法人運営部門では、経営組織強化のために、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、また、地域における公益的な取り組みを積極的に行い、行政、自治会、その他の各種関係団体と密接な連携を図りつつ、法人運営と共に社会福祉協議会の事業全体の経営・管理（マネジメント）業務にあたります。

また、法人後見事業や日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護関係事業の積極的な利活用を推進し、権利擁護体制の構築を推進します。

○介護保険事業部門

町内唯一のサービス事業者としての責務を果たすため、経営責任をもった事業運営にあたりると共に、運営基準等の関係法令を順守し、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの提供を通じて住民から信頼される公共性の高い事業運営に努めます。

具体的な事業・活動内容

| 法人運営事業 | | |
|------------------------------|---|-----------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 実施時期 |
| 1. 理事会・評議員会 評議員選任解任委員会の開催 | 本会の実施する各事業の推進方策について協議、経営、運営管理の適正な執行を図るために理事会・評議員会・評議員選任解任委員会を開催する | 年4回 ・ 年2回 |
| 2. 会計監査の実施 | 会務の適正なる運営のため本会の監事による会計監査を実施する（四半期） | 年4回 以上 |
| 3. 顕彰の実施 | 町社協会長表彰等及び、道社協、全国社協等顕彰の推薦など | 随時 |
| 4. 役職員の研修促進 | 役職員の資質向上を図るため、各種研修会研究会などへの積極的な参加（道社協主催の研修会など） | 随時 |
| 5・社協会員の加入促進 | 一般会員・特別会員の加入促進を図る ・一般会費 1世帯：1,200円 ・特別会費 1口：2,000円 | 6～8月頃 |
| 6・会員弔慰事業 (ボランティア活動推進基金) | 会員である利尻町民が亡くなった場合、弔意を表するためローソク及び弔文を供える | 随時 |
| 7・情報提供のための 周知広報活動 | 各種福祉サービス等の情報提供と社協活動の理解や参加・地域福祉推進の意識啓蒙のため広報誌及び啓発用品、町ホームページによる情報発信を行う | 年2回 ・ 年1回 |
| 8. 苦情解決体制の充実 | 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、苦情解決体制を確保する | 通年 |

| 法人運営事業 | | |
|--------------------------------|---|------|
| 事業名 | 事業の内容 | 実施時期 |
| 9. 災害見舞金支給事業 (ボランティア活動推進基金) | 火災及び風水害等の自然災害の被災者に対し災害見舞金を支給することで、自立への援助活動を行うものとする | 通年 |
| 10. 地域福祉実践計画の評価・策定(新規) | 現行の当計画については平成31年3月末で計画期間満了(平成28年度～平成30年度)となることから平成31年度から平成35年度(5年間:町の各種計画との整合性を図る)の地域福祉実践計画を策定する | 随時 |
| 11. 関係機関等との連携強化・参画・協力 | <p>地域福祉の総合的機能的サービスを確立するため、他関係機関への参画を含めより一層の連携を深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利尻町戦没者追悼式 ・利尻町敬老会 ・利尻町成人式 ・利尻町みどり豊かなまちづくり委員会 ・地域包括支援センター運営協議会委員会 ・利尻町地域ケア会議 ・各種福祉計画策定委員会 | 随時 |

| 地域福祉活動の推進 | | |
|----------------------------------|--|-----------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 1. ボランティア活動推進事業 | ボランティアに対する情報提供などの支援や保険への加入等を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険の加入 ・ボランティア活動の推進 ・管内ボランティア部会への参加協力 | (単位：千円) 81千円 |
| 2. ボランティア団体活動支援事業 | 地域でボランティア活動を行っている団体に対し、活動費の支援を行う（12団体） <ul style="list-style-type: none"> ・利尻町民生児童委員協議会女性部 ・利尻町女性団体協議会 ・利尻町赤十字奉仕団 ・利尻町民生児童委員協議会 ・利尻町保護司会 ・利尻漁協沓形支所女性部 ・利尻漁協仙法志支所女性部 ・利尻町商工会女性部 ・沓形老人クラブ長生会 ・仙法志老人クラブ仙寿会 ・利尻町身体障害者福祉協会 ・島の女衆 | 229千円 |
| 3. ボランティア協力校支援事業 | 地域でボランティア活動を行っている学校に対し、活動費の支援を行う（4学校） <ul style="list-style-type: none"> ・利尻町立沓形小学校 ・利尻町立仙法志小学校 ・利尻町立利尻中学校 ・北海道利尻高等学校 | 120千円 |
| 4. 生きがいづくり促進事業 (ボランティア活動推進基金) | 高齢者等の社会参加を促し、生きがいのある自立した生活の助長と孤立感の解消を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者激励年賀状送付事業 協力者：沓形・仙法志小学校 ・敬老会記念写真贈呈事業 対象者：敬老会参加者の希望者 ・「まごころ弁当」事業 共催団体：利尻町女性団体協議会（予定） 対象者：ひとり暮らし高齢者 | 235千円 |

| 地域福祉活動の推進 | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 5. 地域子育て支援事業 | <p>子育て家庭に対し、子育て用品の支給や情報提供・交流の場を提供し、子育て生活の支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育てサロン「かでる」の運営 場所：高齢者生活福祉センター内に設置 時間：10:00～16:00 • 子育てサークルの運営支援 ポスターの作成、サークル事業の支援 • チャイルドシートの貸出 概ね3ヶ月程度の短期貸付を行う 新生児～6歳程度までの3種類 • 子育て応援用品支給事業 0歳～1歳までの子育て家庭に対し、乳児1人/月1袋、紙おむつの支給を行う • 新入学児童ランドセル寄贈事業 ひとり親家庭や低所得者世帯、第4子の新入学児童に対し、ランドセル寄贈を行う | <p>(単位：千円)</p> <p>298千円</p> |
| 6. 共同募金・歳末たすけあい運動への協力 | <p>共同募金・歳末たすけあい運動に協力し、地域全体で共に支え合う気運を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> • 赤い羽根共同募金運動 期間：10月1日～12月31日 戸別募金：一般世帯600円 法人募金：商店、会社、事業所 • 歳末たすけあい運動 期間：12月1日～31日 戸別募金：一般世帯600円 • 利尻町民歳末チャリティー祭への支援 実施日：平成30年12月8日(土) | <p>50千円</p> |
| 7. 住民行事用テント設置事業(新規) (共同募金助成事業) | <p>地域福祉活動の推進及び赤い羽根募金運動への意識啓発・気運を高めるため、町内の各種イベントや災害時に使用できるテントの整備を行う(1張)</p> <p>○財源 共同募金助成：総事業費の1/2 自主財源：ボランティア活動推進基金</p> | <p>215千円</p> |

| 福祉サービス利用支援 | | |
|---|---|---------------------------------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 1. 総合相談支援の実施 | <p>市民の多種多様な相談に対し、総合的に対応できる相談支援を実施する</p> <p>日時：月曜日～金曜日 9：00～17：00</p> <p>場所：高齢者生活福祉センター内</p> | <p>(単位：千円)</p> <p>0千円</p> |
| <p>2. 生活福祉資金の利用支援・援助</p> <p>(実施主体：道社協)</p> <p>(道社協事務委託事業)</p> | <p>低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯の自立更正を図るため、利用支援・援助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込に係る事務手続き ・償還に係る援助指導 ・民生委員との連携 ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催 | <p>61千円</p> <p>(受託料)</p> |
| <p>3. 日常生活自立支援事業</p> <p>(道社協委託事業)</p> | <p>利用者との契約に基づき、認知症や精神障がい等により日常生活に支障がある者に対し、福祉サービス等の利用支援、日常的金銭管理等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮監督者、自立生活支援専門員の配置 ・事業周知、相談受付 ・利用契約締結の調査・調整・契約終了 ・支援実施状況の確認、助言 ・生活支援計画のモニタリング、評価 ・生活支援員の登録、育成及び指導 ・日常的金銭管理における通帳等の預かり <p>※標記事業に係る生活支援員業務</p> | <p>1件につき</p> <p>30千円</p> <p>(受託料)</p> |
| 4. 法人後見事業 | <p>判断能力が必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、当会が法定後見人、保佐人、補助人となることにより権利擁護を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判により付与される同意権及び代理権に係る事務、後見事務。 ・本人の安否確認と心身の状況把握及び生活状況の把握。 ・財産目録の作成及び財産の管理計画、身上監護計画の作成。 ・社協金庫による財産保管 ・台帳の整備、その他 | <p>後見報酬</p> |

| 福祉サービス利用支援 | | |
|-------------------------------------|--|------------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 5. 生活援護資金貸付事業 (当会単独事業) (福祉基金) | 一時的な生活困窮世帯に対し、貸付を行い経済的自立を促進する ・教育資金 ・療育資金 ・冠婚葬祭資金 ・その他必要と認める生活資金 | (単位：千円) 100千円 |
| 6. 生活困窮者自立支援事業の利用支援・援助 | 稚内市社協と連携を図りながら、標記事業の周知広報、対象者への情報提供、相談者への同行訪問等を行なう。 ※宗谷管内担当：稚内市社会福祉協議会 | 0千円 |

| 在宅福祉サービス | | |
|---------------------------------|--|-----------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 1. 緊急通報装置設置事業 (ボランティア活動推進基金) | 高齢者世帯などの確実な通報体制確保のため緊急通報装置の斡旋、設置費用の負担、連絡調整を行う ・設置に係る費用負担 ・月々のレンタル費用は本人負担 ・通報先は本人の指定する場所(親族など) ・第2・3通報先は希望により消防にできる | (単位：千円) 18千円 |
| 2. 介護運搬費助成事業 | 介護保険制度により福祉用具のレンタルサービスを利用する際の運送料に対し助成する ・対象物品：電動ベット及び付属物品 ・助成額：5,000円を超える運送料 | 30千円 |
| 3. 高齢者杖給付事業 (ボランティア活動推進基金) | 在宅高齢者の転倒防止及び外出促進を図るため、歩行補助用具として杖を給付する ・費用：無料(1人/1本) | 37千円 |
| 4. 福祉用具貸付事業 (ボランティア活動推進基金) | 疾病や怪我などにより緊急に福祉用具が必要な場合や、福祉用具の試し使用などの際に、社協が保有する福祉用具を短期間貸付する 電動ベット及び付属部品、車いす エアーマット、各種つえ 疑似体験セットの貸出 | 100千円 |

| 在宅福祉サービス | | |
|--------------------------------|---|----------------|
| 事業名 | 事業の内容 | 予算額 |
| 5. 独居老人緊急時支援事業 | 島内に親類等のいない高齢者などが緊急に入院（入所）等をした場合、その家族が対応できるまでの期間を支援する | (単位：千円) 0千円 |
| 6. 移動支援事業 (利尻町委託事業) | 移送用車両（車いす・ストレッチャー対応）により、通院や社会参加などの送迎を行う ・申込先：利尻町役場くらし支援課 ・対象者：障がい等により移動に著しい制限のある者 | 276千円 (受託料) |
| 7. 訪問介護事業 (介護保険制度) | 訪問介護事業所の運営 ・指定訪問介護事業の提供（要介護1～5） ・利尻町介護予防・日常生活支援総合事業に係る従前相当型訪問介護事業及び緩和型訪問介護事業の提供（要支援、事業対象者） ・居宅介護事業等との連携 ・自己評価の実施 ・資質向上のための研修 | 予算書 参照 |
| 8. 指定障害者福祉サービス事業 (障害者総合支援法) | 指定障害者福祉サービス事業所の運営 ・居宅介護・重度訪問介護の提供 | |
| 9. 居宅介護支援事業 (介護保険制度) | 居宅介護支援事業所の運営 ・ケアプランの作成、相談支援 ・居宅サービス事業者等との連絡調整 ・自己評価の実施 ・資質向上のための研修 | |